

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
翌日か翌
日か翌日
に当たります)

目次

◇告 示 字の区域の新設等

- 身体障害者福祉法による医師の指定
- 保険薬剤師の登録
- 土地改良法による換地処分
- 保安林予定森林
- 解除予定の保安林(四件)
- 土地収用法による事業の認定
- 製造の請負等の指名入札に参加する者に必要な資格等

告 示

鳥取県告示第千三百三十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、北条町長から次のとおり字の区域を新たに画し、変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設、変更及び廃止は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による北条砂丘地区一―三工区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十五年十二月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する
字の名称

大字江北字大西

同上の区域(昭和五十四年七月三十日現在の地番による。)

大字江北字大西のうち一四三九、一四四〇、一四四七の
一部、一四四九の一部、三〇四〇から三〇四五まで、三〇
四六の一、三〇四六の二、三〇四七の一、三〇四七の二、
三〇五一、三〇五一の一、三〇五二及びこれらと一体をな
す国有地以外の区域、大字江北字武馬場谷三〇六二から三
〇六四までの一部、三〇七四の三、三〇七四の九の一部及
び三〇七四の二〇並びに大字江北字沓馬場谷一四五五の一
部、一四五六の一部、一四七七の一部及びこれらと一体を
なす国有地並びに一四五六と一体をなす国有地の一部

<p>大字江北字貳馬 場谷</p>	<p>大字江北字貳馬場谷のうち一四七九の一部、一四八〇の一部、一四八二の一の一部、一四八三の一部、三〇六二から三〇六四までの一部、三〇六五の一、三〇六五の二、三〇六六、三〇六七、三〇六八の一の一部、三〇六八の二、三〇六九の一部、三〇七四の三、三〇七四の九の一部、三〇七四の二〇及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字江北字馬場 谷尻</p>	<p>大字江北字馬場谷尻二五〇九の三、二五〇九の四、二五〇九の五、二五一一の一、二五一一の二の一部、二五一一の三から二五一一の四まで、二五一一の五の一部、二五一一の六から二五一一の一〇まで、二五一一の三、二五一一の四及び二五一一の二並びに大字江北字鍛冶小屋二五一六の一、二五一六の二、二五一七、二五一八の一、二五二二の二、二五二二の五、二五二二の六、二五二二の三から二五二二の四まで、二九一三の一、二九一三の二、二九一四の三から二九一四の九まで、二九一五の一から二九一五の四まで、二九一六の一、二九一六の二、二九一七の二から二九一七の四まで、二九一八の一、二九一八の二、二九一九の三から二九一九の五まで、二九一九の一、二九一九の二、二九二〇から二九二二まで及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字江北字下八 幡仙</p>	<p>大字江北字下八幡仙のうち一四二四の一、一四二八の一、一四二九、一四三〇の二、一四三三の二、一四三三の三、一四三四の一、一四三五から一四三八まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字江北字鍛冶 小屋</p>	<p>大字江北字鍛冶小屋二五二四から二五二八まで、二五二九の一、二五二九の二、二五三〇及び二五三一</p>
<p>大字江北字応神 小屋道</p>	<p>大字江北字応神小屋道二三六九、二三七九の三から二三七九の五まで、二三七九の一五から二三七九の一八まで、二三八〇の二及びこれらと一体をなす国有地並びに大字江北字川上二九六〇の六</p>
<p>大字江北字川上</p>	<p>大字江北字川上二九六〇の五、二九六一の一から二九六一の三まで、二九六二の一から二九六二の五まで、二九六三の二から二九六三の三まで、二九六三の二七の一部、二九六三の三一から二九六三の三七まで、二九六五の六の一部、二九六五の九から二九六五の一二まで、二九六六の一から二九六六の六まで、二九六七、二九六八の一から二九六八の五まで及び二九七四、大字江北字ニアフ谷二一六一の二及びこれと一体をなす国有地の一部、大字江北字三蛇谷二一八〇の二並びに大字江北字東河上のうち二三五六の一部、二三六一の一の一部、二三六一の三の一部、二三六一の四の一部、二三六二の一部、二三六二の一の一部、二三六三の一の一部及び二三六三の二の一部以外の区域</p>
<p>大字江北字上蛇 谷</p>	<p>大字江北字上蛇谷のうち一六三七の一部、一六三八の二の一部、三〇二四の一、三〇二四の二の一部、三〇二四の三から三〇二四の八まで、三〇二五の一、三〇二五の二、三〇二六の一、三〇二六の二、三〇二七の一部、三〇二八</p>

<p>大字江北字東浜 屋敷</p>	<p>の一部及び三〇三〇の二の一部以外の区域、大字江北字東 蛇谷一六五三、一六五四の二から一六五四の三まで、一六 五五から一六五七まで、一六五八の二から一六五八の四ま で、一六五九、一六六〇、一六六〇の二から一六六〇の四 まで、一六六一の二から一六六一の三まで、一六六二の一、 一六六二の二、一六六三、一六六四の二、一六六四の二及 びこれらと一体をなす国有地の一部、大字江北字中蛇谷の うち二九九〇の二の一部、二九九〇の二から二九九〇の四 まで、二九九一の二から二九九一の四まで、二九九二の一 の一部、二九九二の二の一部、二九九三の二の一部、二九 九三の二、二九九三の三、二九九四、二九九五、二九九七 の二の一部、二九九七の二、二九九七の三、二九九七の四 の一部、一九九七の五の一部、二九九七の六、二九九八の 一の一部、二九九八の二、二九九八の三及び二九九九の一 部以外の区域、大字江北字六馬場谷二九五四の一部、二九 五五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字江北 字十一馬場谷三〇三二の一部、三〇三六の一部、三〇三七 の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三〇三八と一 体をなす国有地の一部</p>
<p>大字江北字東濱屋敷のうち一八二三の一部及び一八二三 内第一の一部以外の区域並びに大字江北字東濱一八二四の 一の一部、一八二四の二の一部、一八二六の一の一部、一 八二七の一部、二八二二の一部、二八三五の二及び二八三 五の三</p>	
<p>大字江北字天神 山</p>	<p>大字江北字天神山のうち一七七六の二から一七七六の三 まで、二七〇五の一三、二七〇五の一四、二七〇五の二五、 二七〇五の二六及び二七〇五の二七以外の区域</p>
<p>大字江北字宮の 下</p>	<p>大字江北字宮の下の全域並びに大字江北字天神山一七七 六の二から一七七六の三まで、二七〇五の一三、二七〇五 の一四、二七〇五の二五、二七〇五の二六及び二七〇五の 二七</p>
<p>大字江北字東蛇 谷</p>	<p>大字江北字東蛇谷のうち一六五三、一六五四の二から一 六五四の三まで、一六五五から一六五七まで、一六五八の 一から一六五八の四まで、一六五九、一六六〇、一六六〇 の二から一六六〇の四まで、一六六一の二から一六六一の 三まで、一六六二の二、一六六二の三、一六六三、一六六 四の一、一六六四の二、二八三八の一、二八三八の二から二 八三八の五まで、二八四一の一部、二八四二の二から二 八四二の三まで、二八四三の二の一部、二八四三の三、二 八四三の四の一部、二八四三の四の一部及びこれらと一体 をなす国有地の一部以外の区域、大字江北字東濱屋敷一八 二三の一部及び一八二三内第一の一部並びに大字江北字東 濱一八二四の二の一部、一八二四の三の一部、一八二四の 三、一八二四の四、一八二五の二から一八二五の五まで、 一八二六の一の一部、一八二六の二、一八二六の三、一八 二七の一部、一八二八の一、一八二八の二、一八二九の一 から一八二九の七まで、 <u>一八三〇</u> 合併の一部、一八</p>

<p>三二の一部、一八三三、一八三四の一部、一八三五の二の一部、二八一九の一部、二八二〇の二の一部、二八二〇の二、二八二〇の三、二八二一から二八二四まで、二八二五の二の一部、二八二五の二、二八二五の三、二八二六の二の一部、二八二六の二、二八二六の三、二八三一の二の一部、二八三一の三の一部、二八三一の四の一部、二八三三の二の一部、二八三四の二から二八三四の三まで、二八三五の一及びこれらと一体をなす国土地</p>	
<p>大字江北字東浜 大字江北字東濱 一八三〇 合併の一部、一八三二の一部、一八三四の一部、一八三五の二、一八三五の二の一部、一八三六の二、一八三八の二から一八三八の三まで、一八三九、一八三九の二、一八四〇の二、一八四〇の二、二八一四の二、二八一四の四、二八一五の二から二八一五の四まで、二八一六の二、二八一六の二、二八一七の二から二八一七の四まで、二八一七の七から二八一七の二六まで、二八一八、二八一九の一部、二八二〇の二の一部、二八二五の二の一部、二八二六の二の一部、二八二七から二八三〇まで、二八三二の二の一部、二八三二の二、二八三一の三の一部、二八三一の四の一部、二八三二の二から二八三二の八まで、二八三三の二の一部、二八三三の二、二八三三の三及びこれらと一体をなす国土地の一部、大字江北字五蛇谷二八四四の二の一部、二八四四の二の一部、二八四五の二及びこれらと一体をなす国土地並びに大字江北字東蛭谷一八四三の二の一部、二八四三の三の一部、二</p>	
<p>大字江北字蛭谷 大字江北字蛭谷の全域、大字江北字東蛭谷二八三八の一、二八三八の三から二八三八の五まで、二八四一の一部、二八四二の二から二八四二の三まで、二八四三の二の一部、二八四三の三、二八四三の四の一部、二八四三の四の一部及びこれらと一体をなす国土地の一部、大字江北字貳アフ谷二二五二から二二五八まで、二二五九の一及びこれらと一体をなす国土地並びに二二六一の一及び二二六二と一体をなす国土地の一部並びに大字江北字五蛇谷二八四四の二</p>	<p>大字江北字五蛇谷 大字江北字五蛇谷二一九七、二一九八、二一九九の二、二一九九の二、二二〇〇から二二〇三まで、二二〇四の二、二二〇四の二、二二〇五、二二〇六の二、二二〇九の二、二二〇九の二、二八〇一の六六から二八〇一の七〇まで、二八四四の三、二八四四の四、二八四五の二、二八四五の三、二八四六の三、二八四六の四、二八四七の二、二八四八の八、二八四八の一〇、二八四八の一、二八四八の一三、二八四九の二及びこれらと一体をなす国土地の一部並びに大字江北字貳アフ谷二二五九の二及びこれと一体をなす国土地の一部並びに二二六一の二と一体をなす国土地の一部</p>

<p>大字江北字岩谷</p>	<p>大字江北字西岩谷</p>	<p>大字江北字屋敷廻り</p>	<p>大字江北字新次郎開</p>	<p>大字江北字西農</p>
<p>大字江北字岩谷のうち二八〇四の二及び二八〇四の一の二以外の区域、大字江北字巻後谷二〇二の一、二〇二の二及び二一〇三、大字江北字新次郎開二八〇三の三の一部並びに大字江北字東濱二八四の二及び二八四の三</p>	<p>大字江北字西岩谷の全域並びに大字江北字東濱一八三八の一、一八三八の三、一八三九、一八三九の一、一八四〇の一、一八四〇の二、二八一七の一、二八一七の三及び二八一七の四と一体をなす国有地</p>	<p>大字江北字屋敷廻りの全域並びに大字江北字東後口谷二一〇〇の一、二一〇〇の二、二一〇〇の四、二一〇〇の五、二一〇一及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字江北字新次郎開のうち二七八九の一、二七八九の二、二七九〇の一、二七九〇の三、二七九〇の四、二七九一の一、二七九一の四の一部、二七九二の六、二七九三の一、二七九三の三の一部、二七九四の一、二七九四の二、二七九五、二七九六の二、二七九六の三、二八〇三の二及び二八〇三の三以外の区域、大字江北字東新次郎開二四五の一部並びに大字江北字五蛇谷二八〇一の一、二八〇一の二の一部、二八〇一の二二、二八〇一の二三及び二八〇一の五一から二八〇一の六二まで</p>	<p>大字江北字西農田のうち二〇六七の二、二〇六九の二、</p>
<p>田</p> <p>大字江北字巻後谷尻</p>	<p>大字江北字巻後谷</p>	<p>大字江北字巻後谷</p>	<p>大字江北字東後口谷</p>	<p>大字江北字東新次郎開</p> <p>大字江北字西新次郎開</p>
<p>二〇七四次一及び二〇七四の三以外の区域並びに大字江北字後口谷二七四四の四の一部</p>	<p>大字江北字巻後谷のうち二一〇二の一、二一〇二の二、二一〇三、二一〇六の一から二一〇六の三まで、二一〇七、二一〇八、二一〇九の一から二一〇九の六まで、及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字江北字巻後谷のうち二一〇二の一、二一〇二の二、二一〇三、二一〇六の一から二一〇六の三まで、二一〇七、二一〇八、二一〇九の一から二一〇九の六まで、及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字江北字東後口谷のうち二一〇〇の一、二一〇〇の二、二一〇〇の四、二一〇〇の五、二一〇一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字江北字東新次郎開二一四六の一、二一四六の二、二一四七から二一四九まで、及び二一八二から二一八五まで</p> <p>大字江北字西新次郎開二一八六の一から二一八六の三まで、二一八八から二一九一まで、二一九二の一から二一九二の四まで及び二一九三から二一九六まで</p>

<p>大字江北字武後谷</p>	<p>大字江北字武後谷のうち二二一〇の三の一部及び二二一一の二の一部以外の区域、大字江北字武後谷二〇六の一から二一〇六の三まで、二一〇七、二一〇八及び二一〇九の一から二一〇九の六まで、大字江北字後口谷二七七六の一部、二七七七、二七七八、二七七九の二の一部、二七七九の二の一部、二七八一の一部、二七八六の二の一部、二七八六の二の一部、二七八六の五、二七八七の一部及び二七八八の一部、大字江北字新次郎開二七八九の一、二七八九の二、二七九〇の一、二七九〇の三、二七九〇の四、二七九一の一、二七九一の四の一部、二七九一の六、二七九三の一、二七九三の三の一部、二七九四の一、二七九四の二、二七九五、二七九六の二、二七九六の三、二八〇三の二及び二八〇三の三の一部、大字江北字東新次郎開二四〇の一、二四〇の二の一部、二四〇の三、二四〇の四、二四一の一、二四一の二、二四一の三の一部、二四三、二四四及び二四五の一部、大字江北字岩谷二八〇四の二及び二八〇四の一の一部並びに大字江北字西新次郎開二二三四の三及び二二三四の五と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字江北字武後谷</p>	<p>大字江北字三後谷のうち二二二七の一の一部及び二二二七の二の一部以外の区域、大字江北字西農田二〇六九の二、二〇七四次一及び二〇七四の三、大字江北字後谷尻のうち二〇七六、二〇七六次一、二〇七七、二〇七七の二、二〇七八、二〇七九、二〇七九の二、二〇八〇から二〇八四ま</p>
<p>で、二〇八五次一、二〇八七の一から二〇八七の四まで、二〇八八の一、二〇八八の二、二〇八九の一から二〇八九の六まで、二〇九〇の一、二〇九〇の二、二〇九一から二〇九三まで、二七四二、二七四一の二、三〇七七、三〇七七の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字江北字武後谷二一〇五の六、二一〇五の七、二一〇五の九及び二一〇六の一と一体をなす国有地の一部、大字江北字武後谷二一〇一の三の一部及び二一一一の二の一部、大字江北字東新次郎開二二三九の一から二二三九の四まで、二一四〇の二の一部及び二一四一の三の一部、大字江北字西新次郎開二一三五の一、二一三五の二及びこれらと一体をなす国有地並びに二二三四の三、二二三四の六及び二二三六と一体をなす国有地の一部、大字江北字後口谷二一三〇の二の一部、二一三六の一部、二一三七、二七四四の一から二七四四の三まで、二七四四の四の一部、二七四五の二の一部、二七四五の三、二七四八の一部、二七四九の一の一部、二七五〇の一部、二七六三の二、二七六三の三、二七六三の五の一部、二七六三の七、二七六四、二七六五の二、二七六七の一部、二七六七の一の一部、二七六七次一、二七六八、二七七〇の一から二七七〇の三まで、二七七一の二の一部、二七七二、二七七三の二、二七七三の二、二七七四、二七七五の一、二七七五の二、二七七六の一部、二七七九の二の一部、二七七九の二の一部、二七八〇、二七八一の一部、二七八二、二七八三、二七八四の一から二七八四の五まで、二七八五、二七八六の一の一部、二七八六の</p>	

<p>大字江北字四後谷</p>	<p>二の一部、二七八六の三、二七八六の四、二七八七の一部及び二七八八の一部並びに大字江北字大西後口谷二八六七の一部、二八六八の二の一部、二八六九の二の一部、二八七〇の二及び二八七〇の三</p>
<p>大字江北字後口谷</p>	<p>大字江北字四後谷の全域、大字江北字追劔の全域、大字江北字後口谷二一三〇の二の一部、二一三一、二一三二、二一三六の一部、二七四五の二、二七四五の二の一部、二七四五の四、二七四六、二七四七の二から二七四七の一〇まで、二七四八の一部、二七四九の二の一部、二七四九の二、二七五〇の一部、二七五二の三、二七五三の三、二七五五の二の一部、二七五六の三、二七五七の三、二七五八の三、二七五九の三、二七六〇の三、二七六一の二の一部、二七六二の二から二七六二の三まで、二七六三の五の一部、二七六三の六、二七七二の一部、二七七二の二から二七七二の四まで及びこれらと一体をなす国有地並びに大字江北字西農田二〇六七の二</p>

<p>大字江北字大西後口谷</p>	<p>七の一部及び二七六七の二の一部並びに大字江北字三後谷二二二七の二の一部及び二二二七の二の一部</p>
<p>大字江北字下御免網道</p>	<p>大字江北字大西後口谷のうち二八五八の二の一部、二八六〇の三の一部、二八六二の二、二八六二の二の一部、二八六二の三、二八六二の四の一部、二八六三、二八六四、二八六六、二八六七、二八六八の二、二八六八の二、二八六九の二の一部、二八七〇の二、二八七〇の三、二八七九、二八八〇、二八八一の二から二八八一の七まで、二八八一の九から二八八一の一五まで及び二八八一の一六の一部以外の区域、大字江北字西新次郎開二二三三の二、二二三三の二、二二三三の二の一部、二二三三の三、二二三三の四の五、二二三三の四の六の一部、二二三三の七、二二三三の八の一部、二二三三の八の一部、二二三三の八の四の一部、二三四一の一部、二三四二の二から二三四二の三まで、二三四二の三、二三四二の四、二三四二の四、二三四二の五から二三四二の二一まで及び二三四二の二の一部、大字江北字下御免網道二二六三、二二六四の二、二二六四の二、二二六五の二、二二六五の二、二二六六、二二七二の二及び二二七二の二並びに大字江北字御免網道二八五三の二、二八五三の二、二八五四、二八五六の二及び二八五六の二</p>
<p>大字江北字下御免網道</p>	<p>大字江北字下御免網道二二三六の二、二二三六の二及び二二三七から二二二九まで</p>

<p>新たに画する字の名称</p>	<p>大字江北字西後谷</p>	<p>同上の区域(昭和五十四年七月三十日現在)の地番による 大字江北字大西後口谷二八五八の一の一部、二八六〇の三の一部、二八六二の一、二八六二の二の一部、二八六二の三、二八六二の四の一部、二八六三、二八六四、二八六六、二八六七の一部、二八六八の一、二八六八の二の一部、二八七九、二八八〇、二八八一の二から二八八一の七まで、二八八一の九から二八八一の一五まで及び二八八一の一六の一部並びに大字江北字西新次郎開二二三四の二の一部、二二三四の四、二二三四の六の一部、二二三六、二二三七、二二三八の一部、二二三八の一の一部、二二三八の二、二二三八の三、二二三八の四の一部、二二三九の一、二二三九の二、二三四〇、二三四一の一部及び二四二の二の一部</p>	<p>大字江北字西高浜</p>	<p>大字江北字五蛇谷二二〇六の一、二二〇七、二二〇八、二二〇八の一、二二〇八次一、二八〇一の三九から二八〇一の四七まで、二八〇一の四八の一部、二八〇一の四九、二八四六の一、二八四六の二、二八四八の二から二八四八の七まで、二八四八の九、二八四八の一二、二八四九の一、二八五〇の一から二八五〇の六まで、二八五一の一、二八五一の二、二八五二の一、二八五二の二及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに大字江北字西新次郎開二二二六の一、二二二六の二、二二二八、二二二八の一及び二二二八の二</p>
<p>大字江北字東高浜</p>	<p>大字江北字南馬場谷</p>	<p>大字江北字蛇谷二八〇一の二の一部、二八〇一の三から二八〇一の二〇まで、二八〇一の二三から二八〇一の三八まで、二八〇一の四八の一部、二八〇一の五〇、二八〇一の六三から二八〇一の六五まで、二八〇一の七一及び二八〇一の七二並びに大字江北字東濱二八一六の三、二八一七の五及び二八一七の六</p>	<p>大字江北字南馬場谷</p>	<p>大字江北字十馬場谷の全域、大字江北字南馬場谷一四六二の二、一四六三の二、一四六四の二及びこれらと一体をなす国有地 大字江北字九馬場谷一五八八、合併の二、一五九〇、合併の二、一五九二の三、一五九三の五、一五九三の六及び一五九五の二及びこれらと一体をなす国有地、大字江北字十一馬場谷一六一三の二、一六一三の四、一六一四の三、一六一五の二、一六一六の二、一六一七の二、一六一九の二、一六二〇の二、一六二一の一部及び三〇三九の三、大字江北字下八幡仙一四二四の一、一四二八の一、一四二九、一四三〇の二、一四三一の二、一四三三の一、一四三四の一、一四三五から一四三八まで及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに大字江北字大西一四三九、一四四〇、三〇四〇から三〇四五まで、三〇四六の一、三〇四六の二、三〇四七の一、三〇四七の二、三〇五一、三〇五一の一、三〇五二及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字江北字西馬場谷</p>	<p>大字江北字南馬場谷のうち一四五五の一部、一四五六の一部、一四六二の二、一四六三の二、一四六四の二、一四</p>			

<p>大字江北字中馬場谷</p>	<p>七七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一四五六と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字江北字三馬場谷一四八四から一四八六までの一部、一四八七の一、一四八七の二、一四八八、一四八九、一四九〇の一、一四九〇の二、一四九一の二から一四九一の三まで、一四九二から一四九四まで及びこれらと一体をなす国有地並びに一四八六と一体をなす国有地の一部、大字江北字四馬場谷一五〇一の一部、大字江北字五馬場谷一五〇二の一部、一五〇三の二の一部、一五〇三の六の一部、一五〇四の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字江北字八馬場谷一五六九の一部、一五七〇の二の一部(一五七二)合併の一部、一五七三の一部、一五七四の一部、一五七五の一部及び一五六九と一体をなす国有地の一部、大字江北字九馬場谷一五七六の一部、一五七七の一部、一五七八の一の一部、一五七八の二の一部、一五九四の一部、一五九五の一及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字江北字貳馬場谷一四七九の一部、一四八〇の一部、一四八二の一の一部、一四八三の一部、三〇六四の一部、三〇六五の一、三〇六五の二、三〇六六、三〇六七、三〇六八の一の一部、三〇六八の二、三〇六九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字江北字大西一四四七の一部及び一四四九の一部</p>
<p>大字江北三馬場合一四八四から一四八六までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一四八六と一体をなす国有地の一部、大字江北字四馬場谷一四九八の一部、一四九</p>	<p>九の二から一四九九の四までの一部、一五〇〇の一部、一五〇一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字江北字五馬場谷のうち一五〇二の一部、一五〇三の二の一部、一五〇三の六の一部、一五〇四の一部、一五一四の一部、一五一五、一五一六の一の一部、一五一六の二、一五一六の三、一五一七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字江北字六馬場谷一五二二の一部、一五二三、一五二四の一部、一五二七の一部、一五二八の一の一部、一五二八の二の一部、一五二九の一部、二九三七、二九三八の二から二九三八の三までの一部、二九四〇の一の一部、二九四一及び二九四二の一部、大字江北字七馬場谷のうち一五三八、一五三九、一五四〇の一部、一五四二の一の一部、一五四三、一五四四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一五四四と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字江北字八馬場谷のうち一五六九の一部、一五七〇の二の一部、一五七一(一五七二)合併の一部、一五七三から一五七五までの一部及び一五六九と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字江北字九馬場谷のうち一五七六の一部、一五七七の一部、一五七八の一の一部、一五七八の二の一部、一五八八(一八九)合併の二、一五九〇(一五九一)合併の二、一五九二の三、一五九三の五、一五九三の六、一五九五の一、一五九五の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字江北字十一馬場谷一六一九の一の一部、一六二〇の一、一六二一の一部、一六二二から一六二七まで、一六二八の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字江北字応神小屋道二二七四の二の一部、二二七四の二、二二七四の三の一部及び二二</p>

大字江北字東馬場谷	<p>七五の一部並びに大字江北字応神道二九三六の一の一部</p> <p>大字江北字六馬場谷のうち一五二二の一部、一五二三、一五二四の一部、一五二七の一部、一五二八の一の一部、一五二八の二の一部、一五二九の一部、二九三七、二九三八の二から二九三八の三までの二部、二九四〇の一の一部、二九四一、二九四二の一部、二九五四から二九五六までの一部、二九五八の二の一部、二九五八の三の一部、二九五八の九の一部、二九五八の一〇の一部、二九五九の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二九五六、二九五七、二九五八の七、二九五八の八及び二九五九の三と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字江北字七馬場谷一五三八、一五三九、一五四〇の一部、一五四二の一の一部、一五四三、一五四四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一五四四と一体をなす国有地の一部、大字江北字十一馬場谷一六一三の一、一六一三の三、一六一四内第一、一六一四の二、一六一五の一、一六一六の一、一六一七の一、一六一九の一の一部、一六二八の一部、一六二九から一六三六まで、三〇三三二の一部、三〇三三から三〇三五まで、三〇三六の一部、三〇三六の一、三〇三七の一部、三〇三八、三〇三九の一、三〇三九の二及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字江北字上軒谷一六三七の一部、一六三八の二の一部並びに大字江北字応神小屋道二三七〇、二三七一の二、二三七二の二、二三七二の二から二三七二の三まで、二三七三の二、二三七三の三、二三七五の一部、二</p>
大字江北字北馬場谷	<p>三七六の一の一部、二三七六の二、二三七七の一部、二三七九の一の一部、二三七九の一三の一部及び二三七九の一四及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字江北字応神小屋道二三七四の一の一部、二三七四の三の一部、二三七五の一部、二三七六の一の一部、二三七七の一部、二三七八の一、二三七八の二、二三七九の一の一部、二三七九の二、二三七九の六、二三七九の九、二三七九の一一、二三七九の一二及び二三七九の一三、大字江北字応神道二九二四の一から二九二四の三まで、二九二六の一、二九二六の二、二九三〇の一、二九三三の一、二九三四、二九三五の一、二九三五次一、二九三五の二から二九三五の六まで、二九三六の一の一部、二九三六の二及び二九三六の三、大字江北字四馬場谷のうち一四九八の一部、一四九九の二から一四九九の四までの一部、一五〇〇の一部、一五〇一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字江北字五馬場谷一五一四の一部、一五一五、一五一六の一の一部、一五一六の二、一五一六の三、一五一七の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字江北字馬場谷尻二五一三の一、二五一三の二、二五一四の一及び二五一五並びに大字江北字鍛冶小屋二九一七の一、二九一七の五及び二九一八の二及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字江北字東河上二三五六の一部、二三六一の一の一部、二三六一の三の一部、二三六一の四の一部、二三六二の一部、二三六二の一の一部、二三六三の一の一部及び二三六</p>

<p>大字江北字下蛇谷</p>	
<p>大字江北字貳アフ谷のうち二二五二から二二五八まで、二二五九の一、二二五九の二、二二六一の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字江北字三蛇谷のうち二一八〇の二以外の区域、大字江北字川上二九六〇の二から二九六〇の四まで、二九六三の二から二九六三の九まで、二九六三の二五、二九六三の二六、二九六三の二七の一部、二九六三の二八から二九六三の三〇まで、二九六四の二から二九六四の六まで、二九六五の二から二九六五の五まで、二九六五の六の一部、二九六五の七及び二九六五の八、大字江北字中蛇谷二九九〇の二の一部、二九九〇の二から二九九〇の四まで、二九九一の二から二九九一の四まで、二九九二の二の一部、二九九二の二の一部、二九九三の二の一部、二九九三の二、二九九三の三、二九九四、二九五五、二九九七の二の一部、二九九七の三、二九九七の三、二九九七の四の一部、二九九七の五の一部、二九九七の六、二九九八の二、二九九八の三及び二九九九の二、三〇二四の三から三〇二四の八まで、三〇二五の二、三〇二五の三、三〇二六の二、三〇二六の三、三〇二七の二、三〇二七の三、三〇二八の二及び三〇二八の三の一部並びに大字江北字六馬場谷二九五五の一部、二九五六の一部、二九五八の二の一部、二九五八の三の一部、二九五八の四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二九五六、二九五七、二九五八の七、二九五八の八及び二九五九の三と一体をなす国有地の一部</p>	<p>三の二の一部、大字江北字西河上の全域、大字江北字応神小屋道二三八〇の一及びこれと一体をなす国有地、大字江北字応神道二九二四の四、二九二五、二九二五の一、二九二六の三から二九二六の五まで、二九二七、二九二八の二から二九二八の一〇まで、二九二九、二九三〇の二、二九三一の一、二九三一の二、二九三二の二、二九三二の三、二九三三の二並びに大字江北字馬場谷二五〇三、二五〇四、二五〇五、二五〇六、二五〇七の二から二五〇七の二まで、二五〇八、二五〇九の二、二五〇九の三、二五一一〇、二五一一一の二、二五一一二の二の一部及び二五一一二の五の一部</p>

<p>廃止する字の名称</p>	
<p>大字江北字老馬場谷、大字江北字三馬場谷、大字江北字四馬場谷、大字江北字五馬場を大字江北字六馬場谷、大字江北字七馬場谷、大字江北字八馬場谷、大字江北字九馬場谷、大字江北字十馬場谷、大字江北字十一馬場谷、大字江北字中蛇谷、大字江北字貳アフ谷、大字江北字三蛇谷、大字江北字東河上、大字江北字西河上、大字江北字追劬、大字江北字御免綱道、大字江北字中蛇谷</p>	<p>九七の四の一部、二九九七の五の一部、二九九七の六、二九九八の二の一部、二九九八の三、二九九八の四及び二九九九の二、三〇二四の三から三〇二四の八まで、三〇二五の二、三〇二五の三、三〇二六の二、三〇二六の三、三〇二七の二、三〇二七の三、三〇二八の二及び三〇二八の三の一部並びに大字江北字六馬場谷二九五五の一部、二九五六の一部、二九五八の二の一部、二九五八の三の一部、二九五八の四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二九五六、二九五七、二九五八の七、二九五八の八及び二九五九の三と一体をなす国有地の一部</p>

鳥取県告示第千三百三十七号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号）第一条の規定により告示する。

昭和五十五年十二月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

診療科目	氏名	勤務先
整形 神経外科	板倉和資	八頭郡家町大字郡家五九五の五 板倉整形脳外科医院
外科	山本敏雄	倉吉市瀬崎町二七一四の一 医療法人十字会 野島病院
脳神経外科	吉津法爾	鳥取市幸町七一 鳥取市立病院
麻酔科	提嶋一文	米子市上福原五七八の六 提嶋外科クリニック
外科	山本洋之	鳥取市江津七三〇 鳥取県立中央病院
加藤一吉	加藤一吉	〃
眼科	市頭教治	米子市西町三六の一 鳥取大学医学部附属病院
耳鼻咽喉科	佐々木寛	米子市皆生一四八〇 山陰労災病院

鳥取県告示第千三百三十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十五年十二月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
隅坂千代菊	鳥薬 第四四一号	昭和五十五年十一月十四日
青木 緑	鳥薬 第四四二号	昭和五十五年十一月二十一日

鳥取県告示第千三百三十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る北条砂丘地区一―三工区の換地処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十五年十二月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千四百十号

次の保安林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十五年十二月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 保安林予定森林の所在場所

八頭郡智頭町大字八河谷字鳴滝山（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めぬ。

(二) 主伐として伐採することができ立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第千四百十一号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十五年十二月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡大山町今在家字大平九九七の五、赤松字鍋山一七〇一の七六（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）、今在家字大平九九七の二一

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

農道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第千四百十二号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十五年十二月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡河原町大字八日市字上ミ出五七六の一、大字和奈見字下モ出平五六七の一(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び河原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第千四百四十三号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十五年十二月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字若荷谷字家向三四七の一(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第千四百四十四号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十五年十二月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡国府町大字雨滝字十五八五五の一から八五五の一三まで
保安林として指定された目的

水原のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第千四百四十五号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十条の規定に基づき

事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十二月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 起業者の名称

淀江町

二 事業の種類

淀江町民運動施設及び公園建設事業

三 起 業 地

1 収用の部分 西伯郡淀江町大字西原字五軒屋、字狼谷、字西ノ原、

字北五軒屋、字手洗水、字寺山及び字鍛冶屋林地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

淀江町役場

鳥取県告示第千四百十六号

昭年五十六年度における製造の請負、物件の売買及び役務の提供（測量、建設コンサルタント、地質調査及び補償関係コンサルタントに係るものを除く。）について県が行う指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請手続等について、次のとおり定めたので告示する。

昭和五十五年十二月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 指名競争入札に参加する者に必要な資格

指名競争入札に参加する者に必要な資格は、次に掲げる要素を総合勘案して行つた審査の結果に基づき、契約の種類及び予定金額に対応させて定めた資格とする。

1 資格審査基準日（昭和五十六年一月一日をいう。以下同じ。）

前二年の各事業年度における製造高又は収入高

2 従業員の数

3 資本又は出資の額

4 営業年数

5 機械器具、車両、運搬具等の保有量

6 流動比率（流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分比で表わしたものをいう。）

7 その他経営及び信用の状態

二 資格審査の申請手続

指名競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けようとする者は、指名競争入札参加資格審査願（様式第一号）に次に掲げる書類を添えて、昭和五十六年二月二十八日までに知事に提出しなければならない。

ただし 提出期限について、知事が特別な理由があると認めるものについては、この限りでない。

なお、昭和五十五年度に資格を得たもので、軽印刷、活版印刷、建物

清掃、機械清掃、環境衛生設備清掃、砂利採取又は採石に係る業を営むものにあつては5、7及び8に掲げる書類を、その他の業を営むものにあつては2、3、5、8及び9に掲げる書類を省略することができる。

- 1 経営実態調書(様式第二号)
 - 2 営業用機械器具調書(様式第三号)
 - 3 貸借対照表(資格審査基準日前一年の事業年度分のもの)(様式第四号)
 - 4 資格審査基準日前一年に納税義務の発生した国税(法人税又は所得税に限る。)及び鳥取県の県税(事業税及び自動車税に限る。)の納税証明書
 - 5 営業証明書(法人にあつては登記簿の謄本、個人にあつては市町村長の証明書)
 - 6 許可、認可等が必要とする業種にあつては、これを証する書面
 - 7 個人にあつては、禁治産者、準禁治産者又は破産者で復権を得ない者でないことを証する書面
 - 8 印鑑証明書
 - 9 砂利採取業又は採石業を営む者にあつては、昭和五十四年度に鳥取県に砂利又は採石を納入した実績(金額)を証する書面
 - 10 委任状(年間委任の場合に限る。)
- 三 資格審査の結果の通知
資格審査の結果、資格が決定したときは、資格決定通知書によりその旨を通知する。
- 四 資格の有効期間
一による資格の有効期間は、昭和五十六年度限りとする。

ただし、昭和五十七年度の指名競争入札の参加者の資格が決定されるまでの間は、引き続き効力を有するものとする。

様式第一号 (表面)

指 名 競 争 入 札 参 加 資 格 審 査 願

鳥取県知事 平 林 鴻 三 殿

昭和56年度において鳥取県で発注される下記営業種目の製造の請負、物件の売買に係る指名競争入札に参加する資格の審査を受けたいのでお願いします。
役務の提供

なお、この資格審査願の記載事項及び添付書類については、事実と相違ないことを誓約します。

昭和 年 月 日

郵便番号 □□□-□□

住 所

商号又は名称

代表者氏名

電話番号 局 () 一 番

記

希望する営業種目	裏面のとおりに
----------	---------

店舗の写真

本社(本店)の位置(略図)

(注) 審査願は、支店、営業所等があつても本社名で記入し提出すること。

(裏面)

希望する営業種目

番号	大分類	番号	小分類	記事

様式第2号 (表面)

経 営 実 態 調 書

昭和 年 月 日現在

(1)区 分	支 社 (支 店) 営 業 所 等					
商号又は 名 称						
所 在 地						
代 表 者						
郵便番号 電話番号	〒		〒			
(2)営業年数	創 業		現 組 織 に 変 更		営 業 年 数	
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月	
(3)製造高、 販売高、 は 収 入 高	直前第2年度分決算から		直前第1年度分決算から		年間平均高 千円	
	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで		
	千円	千円	千円	千円		
(4) ① 流動 比率	流動資産		千円 × 100 =		(貸借対照表より) %	
	流動負債		千円		%	
	② 従業員 の 数	技術関係職員	事務関係職員	販売関係職員	その他の職員	計
		人	人	人	人	人
		(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
	③ 資本 (又は 出資) の 額	区 分	直前決算時 (千円)	剰余 (欠損) 金処分 (千円)	計 (千円)	
		資 本 (又は出資金)				
		準 備 金				
		積 立 金				
		繰 越 金 (繰越欠損)				
計						
④ 設備	区 分	機械器具 (千円)	車両・運搬具 (千円)	工具・器具 (千円)	計 (千円)	
	①価格(取得・製作)					
	②減価償却費					
	① - ② 価格					
(5) 前年度登録の状況	登録の有無	有 無	登録業種 及び番号	業No	左の格付 級	

(裏面)

(裏面)

	番号	大分類	番号	小分類	左記分類の代理店又は特約店

(6) 代理店又は特約店

(7) 摘要

(注) 代理店又は特約店は、業種別にできるだけ詳細に記入し、その証明書を併せて添付すること。欄内に記入できないときは、別紙に記入してください。

様式第3号

営 業 用 機 械 器 具 調 査 書

名 称	規 格	台 数	購 入 年 月	購入時の価格	備 考
				円	

- 1 本表は、この審査願提出直前のものについて記載すること。
- 2 本表は、経営実態調査の「④設備」の欄の「機械器具」の内訳明細として作成するものとする。

様式第4号

貸借対照表

(年 月 日現在)

資 産 の 部		資 本 の 部	
項 目	金 額	項 目	金 額
現 金 ・ 預 金		支 払 手 形	
受 取 手 形		買 掛 金	
売 掛 金		短 期 借 入 金	
原 材 料		未 払 金	
仕 掛 品		未 払 費 用	
製 品 (商品)		預 り 金	
貯 蔵 品		前 受 金	
そ の 他 の 流 動 資 産		そ の 他 の 流 動 負 債	
計 (流動資産)		計 (流動負債)	
土 地		長 期 借 入 金	
固 定 資 産 (土 地 を 除 く)		そ の 他 の 固 定 負 債	
無 形 固 定 資 産			
投 資		計 (固定負債)	
そ の 他 の 固 定 資 産			
		負 債 計	
計 (固定資産)		資 本 金 及 び 剰 余 金	
		当 期 利 益 金	
繰 延 勘 定			
		計 (資 本)	
合 計		合 計	

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取県

【定価一部一箇月千円(送料を含む。)】